

審査基準（申請に対する処分関係）

担当課	医療対策課	検索番号	1 - 10
-----	-------	------	--------

法令名	医療法	根拠条項	12 - 2
許認可等	病院の管理者の兼任管理の許可		

1 根拠規定

医療法
第十二条

2 病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産婦は、その病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除く外、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならない。

2 審査基準

医療法に係る許認可等の事務処理基準（平成12年4月1日 保第793号 各保健所長あて 保健福祉部長通知）
医療法（昭和23年法律第205号）、同法施行令（昭和23年政令326号）、同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の規定による許認可等の事務処理に当たっては、厚生省関係通達及び通知（疑義照会通知を含む）を処理基準とする。
なお、平成13年1月6日以降においては、「厚生省」を「厚生労働省」と読み替えるものとする。

（参考）

現にその医師が居住するところに医師が2人以上いて、その医師が出張することがあっても、その地域の住民の医療に支障を生じないこと。

医療法第12条第2項の規定について（昭和24年9月9日付け医収第980号長野県知事宛 厚生省医務局長回答）